

長岡市公告第 89 号

成人の定期の予防接種等について（公告）

予防接種法施行令（昭和 23 年 政令第 197 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、成人の定期の予防接種等の実施について次のとおり公告します。

令和 6 年 4 月 1 日

長岡市長 磯田 達伸

1 種類

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
- (2) 風しん抗体検査及び風しん（第 5 期）定期予防接種

2 対象者の範囲

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
 - ・ 65 歳の者
 - ・ 満 60 歳以上 65 歳未満であって、心臓、じん臓若しくは、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持つ者（障害 1 級の者）
※過去に肺炎球菌感染症のワクチン（23 価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある者は対象外
- (2) 風しん抗体検査及び風しん（第 5 期）定期予防接種
昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性
※過去にクーポン券を利用して抗体検査・予防接種を実施した者を除く

3 期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
上記のうち、定期予防接種受託医療機関の診療日時

4 場所

定期予防接種等受託医療機関

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
 - ・ 「長岡市成人の定期予防接種実施医療機関一覧」 のとおり
 - ・ その他県内の定期予防接種受託医療機関でも接種を受けられます。
- (2) 風しん抗体検査及び風しん（第 5 期）定期予防接種
下記リンク《厚生労働省 HP：風しんの追加対策について》に風しん抗体検査及び風しん第 5 期定期接種受託医療機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

5 注意事項

次のいずれかに該当すると認められる者は、接種をさけてください。

- (1) 明らかに発熱している者（通常は37.5℃以上の場合）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) インフルエンザの定期接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (5) 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

次のいずれかに該当すると認められる者は、医師にご相談ください。

- (1) 心臓血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全と診断された者又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) 接種当日の体温が通常より高い者

その他の注意事項

- (1) 接種をした部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。もし、異常反応や体調の変化さらに高熱・けいれん等の症状があらわれた場合には、速やかに医師の診断を受けてください。
- (2) 接種後は、入浴しても差し支えありません。接種部位を清潔に保ってください。（ただし、注射したところをこすらないでください。）
- (3) 接種当日は激しい運動は避けてください。
- (4) 肺炎球菌の予防接種は接種後約3週間で免疫ができ、5年以上効果が持続すると言われています。